

第 4 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 2 6 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 6 年 4 月 2 6 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 4 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 5 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積計画について |
| 日程第 9 | 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 10 | 農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

10 番 三品 英樹

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 佐々木 常行
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第4回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、3番佐野智幸委員、8番菅原龍也委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。今回報告いたします1件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。2件ですが、中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては1組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。担当委員から整理番号1について、説明願います。
長 田 茂 委 員		それでは報告させていただきます。位置図は2頁になります。こちらの農地は、区画整理前に、自分の田んぼに行くための通路として使っていたものです。その後、区画整理事業で新しく区画が出来上がって、道路としての進入路が不要になったということで、中身を見ますと、ちょうど両側の農地が全部譲受人の方の農地なんですね。そこで、不要になった土地ということで、譲渡人の方から買ってもらえないかという経緯で出てきた農地です。見た感じは、きちんと整理されていまして、使わなくなった農地を有効活用してもらうために、譲受人の方に譲渡したいということです。私としましては、特に問題はないと承知しております。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	なければ、あとでまとめて審議させていただきます。
議	長	整理番号2番、3番につきまして、川村委員お願いします。
川 村 委 員		報告いたします。4月23日に、渡邊等委員、長田茂委員、私と事務局で現地視察に行ってきました。当日、●●さんが立ち合いで、●●さんは●●さんに一任されたということです。位置図は3頁から6頁です。ご覧ください。農地の交換ということで面積は、●●さんの方が130㎡多いのですが、お互いの話し合いで納得しているということでした。こちらからは、●●さんが所有している土地が山林原野なので、ここを早く、せめて一年以内で農地として使用出来るように整地するようお願いしてまいりました。そういうことで、以上ご審議お願いいたします。
議	長	整理番号2番、3番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、整理番号1～3について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)

議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、渡邊等委員から説明願います。位置図は7～8頁になります。
渡 邊 等 委 員		現況は畑になっていますけども、震災後は畑ではなく庭みたくなっており、畑とは言えないのですが、地目は畑になっていました。転用目的としては、露天資材置場。建築足場、資材置場とのことです。それで、位置図を見ていただきますと、東側に少し低くなって別の家屋が建っています。そこは、土留めするとのことでした。この小さいほうの路地になっていたという部分も、少し土を整地して平らにして使っていくとのことでした。あと、県道から入ってくる道路の幅なのですが、およそ2トン車4トン車で資材を運ぶとのことで、通行には何ら支障はない。そして、位置図の青い線で囲まれた部分の南側が道路になっていまして、その南側が水路になっています。この水路には、土砂が流入しないように整備をするとのことでした。また、この水路には、市が敷設した橋が架かっているらしく、その橋では心もとないので、橋梁鉄骨を敷設して少し拡張するとのことでした。見た感じ、問題はないかと思われたのですが、委員の皆様、ご審議をお願いします。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第7、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の5頁、議案関係資料の9～10頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。事業の概要といたしましては、砂採取を行う

		ための一時転用でございます。当初令和４年６月に一時転用の申請があり、その後令和５年４月に１年間の延長の申請を行ったもので、今回再度１年間の延長の計画変更申請があったものでございます。今回変更となった事業計画の期間は、令和７年３月３１日までとなっております。なお、本申請と同時に砂利採取法による採取計画の変更認可申請の手続きが進められていることを確認しております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。
議	長	川村委員、どうぞ。
川	村 委 員	何回も延長は認められるのでしょうか。確かこれは、令和４年４月２７日第１６回の農業委員会で最初に審議されたので、それから５年、６年と３年なんだけど、最長何年までやれるのか、何百メートルと掘っていいものなのか、そこら辺どうなっているのでしょうか。
議	長	それでは、事務局の方からお願いします。
橘	川 係 長	はい。まずは期間なのですが、農用地の一時転用は３年という決まりがあるので、今回は３年目なので今回で終わりとなります。何百メートル掘っていいかについては、砂利採取法の方での規定になると思うので、こちらの事務局では内容を把握しておりません。
川	村 委 員	やはり、限りある資源なので、その辺はきっちり把握して、どれくらい掘られているのか、ある程度確認は必要だと思うのですが。溝の中の方は確認できないと思うけど。
橘	川 係 長	分かりました。借受人の方に、どれ位掘る予定なのか事務局の方で確認をとっておきます。
議	長	川村委員、今の説明でよろしいでしょうか。
川	村 委 員	はい。よろしいです。
議	長	その他、皆さんありませんか。よろしいですか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第８、議案第４号、農用地利用集積計画について、を議題といたし

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱

ます。事務局から説明願います。

議案書の 6 頁及び別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が 3 件、5 筆で、合計面積は 27,397 ㎡。所有権移転が 3 件、3 筆で、合計面積は 5,567 ㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、4 月 30 日を予定しております。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の 1 番及び所有権移転の 3 番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。最初に利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番、2 番についての質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番、2 番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番、2 番については、計画案のとおりとすることに決しました。

議 長

つづいて、利用権設定の 1 番及び所有権移転の 3 番について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、1 番木皿委員と、6 番長田幸浩委員は除斥となります。

(1 番 木皿委員、6 番 長田委員 退席)

議 長

それでは、利用権設定の 1 番及び所有権移転の 3 番について審議いたします。農用地利用集積計画の利用権設定の 1 番及び所有権移転の 3 番について質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定の 1 番及び所有権移転の 3 番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第 4 号 農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した

		委員の除斥を解きます。
		(1 番 木皿委員、6 番 長田委員 着席)
議	長	木皿委員及び長田委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	日程第 9、議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書 6 頁及び別紙 議案第 5 号資料をご覧ください。議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、概要を説明いたします。令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4 月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっていますが、目標を設定するに当たって、農地集積面積等のデータが確定していない場合は、3 月中にそれ以外の項目の整理を進め、4 月以降データが確定し次第、総会へ議案として速やかに提出することとされております。今般、市長部局より農地集積に関する最新の数値が示されたことから、これを基に目標とする数値等を再計算し、令和 6 年度最適化活動の目標として設定し公表しようとするものです。以上、ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		(賛成多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第 10、議案第 6 号、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の名簿人登録について、を議題といたします。事務局より説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		別紙の「農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿」をご覧ください。内容については、「岩沼市農地移動適正化あっせん基準」に基づき名簿を作成するものです。農地移動適正化あっせん基準は、農用地の権利移動のあっせんについて、基準を定めているものです。岩沼市においては、農用地利用集積計画で利用権設定及び所有権移転を行っているため、あっせん基準に基づいたあっせんは積極的には行っておりませんが、農用地利用集積

		計画で所有権移転を受ける側の要件として農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されていることとなっているため、認定農業者の認定があった場合に名簿に追加するものです。今回は、令和５年度中に新規で３名の方が認定農業者となったため、候補者名簿に登録するものです。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、登録番号１－９７については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に登録番号１－９５及び９６に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第６号、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿の名簿人登録の登録番号１－９５及び９６については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第６号、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿の名簿人登録の登録番号１－９５及び９６については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	つづいて、登録番号１－９７について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、６番長田幸浩委員は、除斥となります。
		(６番 長田委員 退席)
議	長	それでは、登録番号１－９７に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第６号、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿の名簿人登録の登録番号１－９７については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第６号、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿の名簿人登録の登録番号１－９７については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	それではここで、長田幸浩委員の除斥を解きます。
		(長田委員、着席後)
議	長	長田幸浩委員に報告します。当該案件については、原案のとおり決しました。

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第4回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時05分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 3 番 _____

委員 8 番 _____

